

【2019 年 8 月 7 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第 107－2 号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△
今回の厚労省人事労務マガジンは 2 回に分けてお送りしています。

目次

【トピックス】

10. 介護・保育事業主の皆さま、「人材確保等支援助成金（介護・保育労働者雇用管理制度助成コース）」を活用してみませんか？
11. 「労働契約等解説セミナー2019」の参加者募集中！
～全国 47 都道府県で開催します（参加無料）～
12. 「労働法の教え方」セミナーを全国 10 都市で開催します
～生徒・学生・若い社会人に労働法の基礎を教える方のためのセミナーです～
13. 新たに起業された皆さま、働く人のための環境は整っていますか？
～専門家が労働に関するセミナーや個別訪問・支援を無料で行います～
14. 「令和元年度 過重労働解消のためのセミナー」の参加者募集中！
～全国 47 都道府県で、9 月から順次開催します（参加無料）～

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆「労働条件（RJ）パトロール！」を無料提供中
～労働関係法令学習用のスマートフォンアプリです～
- ◆広報誌『厚生労働』8 月号発売中！
- ◆現在の雇用失業情勢

【トピックス 10】介護・保育事業主の皆さま、「人材確保等支援助成金（介護・保育労働者雇用管理制度助成コース）」を活用してみませんか？

厚生労働省では、介護・保育事業主が、介護・保育労働者の人材不足解消のため、賃金制度の整備などを通じて労働者の職場定着促進に取り組んだ場合に助成金を支給しています。

事業主の皆さま、賃金制度の整備を検討して、この助成金をぜひご活用ください。

【助成を受けるためには】

事前に計画書を都道府県労働局に提出して認定を受けた上で、実際に職務、職責、職能、資格、勤続年数などに応じた階層的な賃金制度を整備した場合、また、その後、労働者の離職率の低下に取り組み、一定の目標を達成した場合に、達成段階ごとに助成金を支給します。

【支給額】

- (1) 制度整備（賃金制度を整備した場合）：50 万円
- (2) 目標達成第 1 回（1 年後、離職率が低下した場合）：57 万円<72 万円>
- (3) 目標達成第 2 回（3 年後、(2)の離職率を維持した場合：85.5 万円<108 万円>

※（2）と（3）のく　　>内の金額は、生産性要件を満たした場合の支給額です。
詳しくは厚生労働省のホームページ「労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます」を参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

なお、支給には細かい要件があります。詳細は下記をご確認ください。

【助成額などの詳細はこちら】

厚生労働省ホームページ「人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、介護・保育労働者雇用管理制度助成コース）」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292.html>

【お問い合わせ先】

都道府県労働局の各種給付金申請等受付窓口一覧

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

※申請する場合、事業所を管轄する労働局にご連絡ください。

【トピックス 11】「労働契約等解説セミナー2019」の参加者募集中！

～全国 47 都道府県で開催します（参加無料）～

厚生労働省は、労働者や事業主、人事労務担当者などを対象に、「安心して働く

ための労使をつなぐルールである「労働契約」に関するセミナー参加者を募集しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎」、「無期転換ルール」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に関する基本的な事項を分かりやすく解説します。セミナー終了後には、労働時間や労働契約、無期転換ルールに関する個別相談会を開催します。

なお、このセミナーは、どなたでも無料でご参加いただけますので、ご関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

【開催地域】

全国 47 都道府県

【参加費・テキスト代】

無料

【対象者】

どなたでもご参加いただけます。

【セミナー時間】

- ・ 受付時間 12:00～13:00
- ・ セミナー 13:00～15:45
- ・ 個別相談 15:45～16:45

【申込方法】

- ・ WEB <http://労働契約等解説セミナー.site/>
- ・ FAX 075 (741) 7862

下記「お問い合わせ先」にお電話（または上記へ FAX）いただければ、申込用紙をお送りします。

※その他、「中小零細規模企業向けセミナー」、「労働者向けセミナー」への講師の無料派遣も受け付けています！（詳しい内容は、労働契約等解説セミナーホームページをご確認ください。）

【お問い合わせ先】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2019」事務局

ランゲート株式会社（委託先）

電話 075（741）7862 ※受付時間 9:00～18:00（祝日除く月～金）

【トピックス 12】「労働法の教え方」セミナーを全国 10 都市で開催します
～生徒・学生・若い社会人に労働法の基礎を教える方のためのセミナーです～

生徒や学生、若い社会人などがアルバイトや就職、職業生活などで何らかのトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐためにも、さまざまな機会をとらえて、労働関係法令や制度に関する十分な知識を習得することは重要です。

また、令和 4 年度から実施される新・高校学習指導要領において、新設される必修科目「公共」の中に「労働問題」が盛り込まれる予定です。

このような中、教職員や自治体の労働法教育担当の方をはじめ、弁護士、社会保険労務士、司法書士など学生や若い社会人に労働法について教える可能性のある方を対象にこのセミナーを開催します。

【セミナー内容】

なぜ労働法教育が必要か、「働く」ということ・「働く」とは何か、など。

【参加費】

無料

【受講対象者】

高校、大学などの教職員、自治体の労働法教育担当の方、学生や若い社会人などに対する労働法教育に関心のある弁護士、社会保険労務士、司法書士など（若年者の労働法教育に関心のある方ならどなたでも受講できます）。

【開催セミナー予定】

「高校の教員等向け」「大学の職員等向け」「若者の就労支援者等向け」
それぞれ全国 10 会場で開催します。

【開催期間】

令和元年 7 月～令和 2 年 2 月（詳細は申し込みサイトでご確認ください）

【申し込みなど詳細はこちら】

委託運営：株式会社東京リーガルマインド

「労働法の教え方」セミナー

http://partner.lec-jp.com/ti/teach_roudou/

【トピックス 13】新たに起業された皆さま、働く人のための環境は整っていますか？

～専門家が労働に関するセミナーや個別訪問・支援を無料で行います～

厚生労働省では、5年以内に起業、分社、異業種への進出、初めて人を雇用するなどした事業主の方を対象に、労働関係法令や労務管理の実務について学んでいただくセミナーや個別訪問・支援を行っています。いずれも無料です。【事前申込制】

【セミナー内容】

セミナーでは、労務管理や安全衛生管理などの基本的なルールに加え、今年4月から始まった働き方改革に関する新たなルールについても分かりやすく説明します。参加者には、「やさしく分かりやすく」編集したテキストなどを無料で配布し、社会保険労務士などの労働法の専門家がその内容について分かりやすく丁寧に解説します。

【個別訪問・支援】

希望される事業主の方を対象に、労働法の専門家である社会保険労務士などが個別に事業場を訪問し、事業主の皆さまの相談を伺いながら、それぞれの事情に応じた適切なアドバイスを行い、適正な就業環境を整備するお手伝いを無料で行います。

労働トラブルを防ぐためには、労働関係法令の内容を理解し、ルールに沿った労務管理を行うことが大切です。セミナーと個別訪問・支援を活用して、トラブルを未然に防ぎ、働く人が集まり、定着するような職場環境を整えましょう！

最新の情報は、以下のウェブサイトに掲載されています。皆さまのお申し込みをお待ちしています。

【お申込など詳細はこちら】

■委託先：ランゲート株式会社

<http://www.langate.co.jp/shinki-kigyoku/index.html>

住所 京都市中京区泉正寺町 328 西川ビル 4 F

電話 075 (741) 7862 ※受付時間 平日 9～18 時（祝日除く月～金）

【トピックス 14】「令和元年度 過重労働解消のためのセミナー」の参加者募集中！
～全国 47 都道府県で、9 月から順次開催します（参加無料）～

厚生労働省は、事業主、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方などを対象に、過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを習得するためのセミナー参加者を募集しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策」、「取組事例紹介」など具体的事例を交えて、分かりやすく紹介します。セミナー参加者には、すぐに使える、取組カレンダー（B3判）を無料プレゼントします。

なお、このセミナーは、どなたでも無料でご参加いただけますので、ご関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

■過重労働解消のためのセミナー概要

- ・開催地域：全国 47 都道府県
- ・開催回数：64 回（予定）
- ・定員：各回先着 100 人程度

【お申込みなど詳細はこちら】

過重労働解消のためのセミナー

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

【LINE からの申込みはこちら】

アカウント名：過重労働解消セミナー事務局

LINE ID：@kaju-seminar

アカウント URL：<http://nav.cx/67Lz2iS>

【お問い合わせ先】

厚生労働省委託事業 過重労働解消のためのセミナー事業事務局

株式会社 東京リーガルマインド（委託先）

電話 03（5913）6085 ※受付時間 9：00～17：00（月～金）

E-Mail kaju-seminar@lec-jp.com

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼ 「労働条件（RJ）パトロール！」を無料提供中
～労働関係法令の学習用スマートフォンアプリ～です～ ▲△

厚生労働省は、学生や就労経験の浅い若者などが、労働条件に関する法律の知識について、クイズやマンガを通して手軽に学習することができる、スマートフォンアプリ『労働条件（RJ）パトロール！』を、App Store（iPhone）やPlayストア（Android）で無料提供しています。

このアプリでは、個性豊かなキャラクターと一緒に架空の会社をパトロールして、労働関係法令の知識を、クイズやマンガを通して楽しみながら身につけることができます。また、労働関係法令に関する情報の閲覧や労働条件に関する相談窓口の連絡先を確認するなどの機能も付いています。

【アプリのダウンロードはこちらから】

ポータルサイト「確かめよう労働条件」にバナー掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

▽▼ 広報誌『厚生労働』8月号発売中！ ▲△

毎月1日発行の広報誌「厚生労働」は、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。

8月号の特集は、「SNS時代の自殺対策 若者・子どもの“SOS”を見逃さない」と題して、SNSを活用した若者・子どもの自殺を減らすための取り組みを紹介しています。

■特集 “SNS時代の自殺対策 若者・子どもの“SOS”を見逃さない”

先進国の中で、若者・子どもの死因の1位が「自殺」なのは日本のみです。この特集では、若者・子どもにとって身近なSNSを活用した、自殺を減らすための取り組みを紹介しています。

また、「働き方最前線」では、フレキシブルな勤務時間制度やITの活用によるテレワークの導入などを行い、働き方改革を図っている保険会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取り組みを紹介しています。

このほか、トライアル雇用助成金の紹介など、人事労務担当者の方にご覧いただきたい情報を掲載しています。

【詳細はこちら】

広報誌「厚生労働」

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/201908.html

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

7月30日に公表された、6月の完全失業率は、2.3%と前月より0.1ポイントの低下、有効求人倍率は1.61倍と前月より0.01ポイントの低下となりました。

現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/gaiyou.pdf>
(PDF : 376KB)

【一般職業紹介状況】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212893_00020.html

- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php
- ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
- ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
- ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>
- ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====